

入 札 説 明 書

環境省皇居外苑外苑管理事務所の令和6年度皇居外苑和田倉休憩所デッキ改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年6月12日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 黒川 ひとみ

3. 工事概要

(1) 工 事 名 令和6年度皇居外苑和田倉休憩所デッキ改修工事

(2) 工事場所 東京都千代田区皇居外苑3-1（和田倉休憩所）

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和6年11月29日まで

(5) 本工事は、低入札価格調査制度の調査対象工事である。

(6) 本工事は、資料の提出及び入札を電子調達システムで行う対象工事である。

なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

1) この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：6. に同じ

・受付時間：10時00分～17時00分（12時から13時を除く）までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。）は除く。

2) 電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、予決令という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 環境省における建築工事に係るC等級又はD等級、あるいは自然環境共生工事に係るB等級又はC等級の令和5・6年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 同種の木造工作物（ウッドデッキ、木道等）の施行実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。

なお、当該工事の実績は、評価点合計が65点未満のものは除く。

- (5) 上記（4）に掲げる工事の経験を有する主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

- ・1級又は2級建築施工管理技士もしくは1級又は2級造園施工管理技士
- ・「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示第1424号（平成14年12月16日）参照）

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

※配置する主任技術者又は監理技術者について直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する資料を提出すること。なお、恒常的な雇用とは入札の申し込み（競争参加資格確認申請）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。提出されない場合は競争参加資格なしとする。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成13年1月6日付け環境会発第9号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 担当部局

〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑1-1

環境省皇居外苑管理事務所

電話番号 03-3213-0095

FAX番号03-3201-1017

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- 1) 提出期間：電子調達システムは、令和6年6月24日（月）12時00分まで
紙入札方式は、令和6年6月24日（月）12時00分まで。ただし、休日及び、平日の12時00分から13時00分は除く。
 - 2) 提出場所： 6. に同じ。
 - 3) 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、提出場所へ「持参」又は「郵送（書留郵便等に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。郵送等については、期日までに送付（必着）すること。
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
 - (3) 資料は、次に従い作成すること。

下記1)の施工実績及び下記2)の「（配置予定の）主任（監理）技術者の資格・工事経験等」については、申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引き渡し完了したものに限り記載すること。

なお、施工実績（別記様式2）に記載する工事及び「主任（監理）技術者の資格・工事経験等」（別記様式3）の「工事の経験の概要」に記載する工事は、評定点が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引き渡し完了したことを証明する書類をもって65点とみなす。また、「主任（監理）技術者の資格・工事経験等」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引き渡し完了したことを証明する書類又は「工事实績情報システム（CORINZ）」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。

評定点が、65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

- 1) 施工実績（別記様式2）

① 4. (4)に掲げる資格があることを判断できる施工実績を別記様式2に1件記載すること。

2) (配置予定の) 主任(監理)技術者の資格・工事経験等(別記様式3)

① 4. (5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、工事实績及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれかから専任で配置する4. (4)の基準を満たした技術者を配置すること。

なお、主任(監理)技術者は複数人(最大3人を限度・経常建設共同企業体にあつては、構成員に対して最大3人を限度)の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定者として認められた者のうち、実績等が一番低いと判断される者で評価する。

なお、配置予定者として4人以上の記載があった場合は、配置予定者技術者として認められた者のうち、実績等が下位3名と判断される者に競争参加資格を与え、それ以外の者については競争参加資格を与えない。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、経験年数が証明できる資料を添付すること。

② 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出(理由:技術者の重複により)を行うこと。

なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由(死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等)により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書等を電子調達システムにより提出した場合であっても、申請書等の取下げは書面により行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合(必要書類の提出不足等も含む)又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認める場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年6月26日(水)までに電子調達システムにて通知する。(ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

(6) その他

1) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先は6.に同じ。

6) 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

- ① 配布（ダウンロード）された様式をもとに作成するものとし、ファイル形式は以下による。
- ・Microsoft Office Word（Word2010形式以下のもの）
 - ・Microsoft Office Excel（Excel2010形式以下のもの）
 - ・Just System 一太郎（一太郎2008形式以下のもの）
 - ・PDFファイル

- ② 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめて添付資料欄に添付して送信すること。

なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、lzh形式のみを認める。

なお、提出するファイル容量は3MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が3MB以上となる場合は目録のみ送信し、別途CD-ROM等を令和6年5月23日（木）12時00分までに郵送等（書留郵便に限る。）すること。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- 1) 提出期限： 令和6年7月3日（水）12時00分。
 - 2) 提出場所： 6. に同じ。
 - 3) 提出方法： 書面（持参又は郵送等）により提出すること。提出場所は、6. に同じ。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和6年7月4日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子調達システム又は書面（様式は自由）により提出すること。
- 1) 提出期間： 令和6年6月28日（金）17時00分まで。（休日を除く。）
持参する場合は、上記期間の10時00分から17時00分（12時から13時を除く）まで。
 - 2) 提出場所： 5. に同じ。
 - 3) 提出方法： 電子調達システムによる。書面の場合は持参、郵送又は電送（ファクシミリ）すること。
- (2) (1)の質問に対しては、電子調達システム又は電送（ファクシミリ）にて回答する。また、次のとおり閲覧にも供する。
- 1) 期 間： 令和6年7月5日（金）まで。
 - 2) 場 所： 環境省皇居外苑管理事務所HP

9. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。入札書提出期限は次のとおりとする。
- 1) 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和6年7月8日（月）10時00分。
 - 2) 紙入札方式による郵送等の場合は、令和6年7月5日（金）必着。
 - 3) 開札は、下記(2)において、令和6年7月8日（月）11時00分に行う。

- (2) 場 所：〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑 1 - 1

環境省皇居外苑管理事務所会議室

- (3) そ の 他： 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。電子調達の場合は、当該通知書の持参は不要。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式とする場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

紙入札方式の場合は、工事費内訳書とともに入札書を持参又は郵送等すること。

持参又は郵送等に当たっては、各々封緘を行った封筒を表封筒の中に入れ、封緘のうえ、表封筒に商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名及び「入札書・工事費内訳書在中」と記載するものとする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。

- (2) 契約保証金 公共工事履行保証証券による保証を付すこと。保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査を受けたものとの契約については請負代金額の10分の3以上とする。

12. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子調達システムにより提出を求める。

電子調達システムによる入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

工事費内訳書の提出形式は、下記のとおりとする。

参考数量内訳書に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は押印すること。）。ただし、種別及び細別については、当該工事における参考数量内訳書と同一でなくても良い。

記載内容に不備がある場合は、入札を無効とすることがある。

- (2) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない、契約担当官又は分任支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項

に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

- (3) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

【表】

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

13. 開札

- (1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で、第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効と扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱われること。

- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

14. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、6.(4)において参加資格「無」とした者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに環境省入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

16. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に電子調達システムにより、支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式の場合は紙により提出することができる。
- (2) 上記(1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に電子調達システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

17. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、4. (5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置に当たっては、「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課）」によらなければならない。

18. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

19. 支払い条件

前金払は次のとおりとする。

- (1) 前金払 有。ただし、低入札価格調査を受けたものとの契約については、契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第3項、第4項及び第5項もこれに準じて割合変更する。

20. 火災保険付保の要否 否

21. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

22. 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官から競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、7.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に行う。

また、非落札者のうち落札者の決定結果の説明に不服がある者は、16.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、環境省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、環境省入札監視委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先

環境省大臣官房会計課 監査指導室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

中央合同庁舎5号館24階

電話 03-3581-3351(代表)

(2) 受付時間： 休日を除く毎日、10時00分から16時00分(12時から13時を除く。)まで。

(3) 再苦情申立書の様式の入手先は、5.に同じ。

23. 関連情報を入手するための照会窓口 5.に同じ。

24. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊環境省入札心得及び別冊契約書案を熟読し、環境省入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、6.(3)の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。

(5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

(6) 電子調達システムは、24時間、365日使用できる。ただし、システムメンテナンス時を除く。

(7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889(ナビダイヤル)

政府電子調達システムホームページアドレス <http://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5.へ連絡すること。

(8) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。

(9) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、くじの日時及び場所については、発注者から別途指示する。

(10) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合は

あるので、時間に余裕を持って行うこと。

(11) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。

(12) その他不明な点についての照会先

5. に同じ

以上

入 札 心 得

(目的)

第1条 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官（環境省所管会計事務取扱規則(平成13年環境省訓令第22号)第4条に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

3 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達システムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て又は分任支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式1により作成し、入札書を封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

4 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、分任支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。

ない。ただし、郵便による入札を行った者は、第8条による再度入札ができないものとする。

5 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を持参させなければならない。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式4）を分任支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

② 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

③ 電子調達システムにあっては、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

④ 記名を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）

- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開示前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 令第85条の基準（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。
入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子入札システムによる入札の場合は、分任支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その

他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時にこの契約の履行を保証する公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）を提出するものとする。提出に当たっては、次に掲げる事項等に留意すること。

- ① 保証金額は、請負代金額の100分の30以上であること。
- ② 債権者は分任支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。
- ③ 保証人の記名押印があること。
- ④ 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
- ⑤ 主契約の内容として工事名は契約書に記載の工事名と同一とする。
- ⑥ 保証期間は工期を含むものとする。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(その他)

第14条 当所より配布した指名通知書以外の書類については、入札日に返却すること。
なお、電子調達システムによる入札を行った場合においては、別途、速やかに郵送するか持参すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

一金 円也

ただし、令和 6 年度皇居外苑和田倉休憩所デッキ改修工事について入札心得等を承諾の上、本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(代理人)

住 所
氏 名

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(複) 代理人の記名が必要。

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 殿

(委任者) 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名

(受任者) 代 理 人 住 所
 所 属 (役 職 名)
 氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和 6 年度皇居外苑和田倉休憩所デッキ改修工事の入札に関する一切のこと。
- 2 1 の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先
部 署 名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
F A X :
E - m a i l :

委任状

令和 年 月 日

分任支出負擔行為担当官
環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 殿

(委任者) 代理人住所
所属(役職名)
氏 名

(受任者) 復代理人住所
所属(役職名)
氏 名

当社を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度皇居外苑和田倉休憩所デッキ改修工事の入札に関する一切のこと。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L :

F A X :

E-mail :

入 札 辞 退 届

件 名 令和 6 年度皇居外苑和田倉休憩所デッキ改修工事

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿